

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）	1
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	12

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第九条―第十七条）</p> <p>第三章 業務等（第十八条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第五章 罰則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第九条―第十七条）</p> <p>第三章 業務等（第十八条―第二十三条）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第五章 罰則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇</p>

事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 （略）
- 二 （略）
- 三 （略）

宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- 二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
- 三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 次に掲げる者として公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であつて、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの

ロ イに掲げる者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関

八 (略)

九 (略)

四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(新設)

七 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

八 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 (略)

2 主務大臣は、第十八条第二号及び第九号に掲げる業務(同条第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同条第九号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務に関し、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(基金の設置等)

九 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 (略)

2 主務大臣は、第十八条第二号及び第八号に掲げる業務(同条第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同条第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務に関し、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二十一条 機構は、次に掲げる業務（複数年度にわた

る業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み
難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の
事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を
確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必
要であると認められるものに限る。）及びこれらに附
帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、
第四項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれ
に充てるものとする。

一 第十八条第二号に掲げる業務（同号の基礎研究及
び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の
事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募に
より選定した者に委託して行うための業務に限る。）

二 第十八条第七号に掲げる業務

2 前項の基金（以下この条から第二十三条まで及び第
三十一条第三号において「基金」という。）の運用に
よつて生じた利子その他の収入金は、基金に充てるも
のとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部
分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。

第二十一条及び第二十二条 削除

この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十二條 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(国会への報告等)

第二十三條 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

(新設)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十八条第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十条中「国」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第二十五条 （略）

第四章 雑則

（主務大臣の要求）

（新設）

（積立金の処分）

第二十三条 （略）

第四章 雑則

（主務大臣の要求）

第二十六条 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十七条 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十五条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)及び第四十八条(第四号から第八号までに規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三 (略)

四 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四

第二十四条 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十五条 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)及び第四十八条(第四号から第八号までに規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三 (略)

四 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四

号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

五 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

五 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条に規定する業務のうち同条第六号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

2・3 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十九条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

七 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条に規定する業務のうち同条第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

2・3 (略)

第二十七条 削除

(財務大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(削る)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第二十一条第三項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

一 (略)

二 第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第二十九条 削除

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(新設)

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
文書名	（略）	文書名	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号及び第十号（業務の範囲等）の業務に関する文書	（略）	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
作成者	（略）	作成者	（略）